

## (2) 収納率向上に向けた取組

1. 平成22年度の国民健康保険料(税)収納率は、88.60%であり、平成21年度の収納率を0.59%上回り、後期高齢者医療制度創設以降初めて上昇した。これは、平成22年度からの保険料(税)減免措置の拡大に加え、各保険者による収納対策の強化や景気回復基調により納付し易い環境が整った影響と考えられる。  
しかしながら、収納率は以前として90%台を割り込んでおり、収納率向上への取組は喫緊の課題。
2. 平成23年度からは、広域化等支援方針を策定したことにより、当該都道府県の市町村に、普通調整交付金の収納率による減額措置を適用しないこととした都道府県は、46都道府県となった。
3. 都道府県において、広域的な滞納処分の実施や都道府県調整交付金を活用したインセンティブの付与など、それぞれの地域事情に応じた効果的な対策を検討し、収納率の向上に主導的な役割を担っていただきたい。

(参考) 国による支援

- ・収納率向上アドバイザーを置く都道府県国民健康保険団体連合会への補助(平成23年度～)
- ・口座振替の促進策としてマルチペイメントによる口座振替受付実施保険者への補助

(平成21年度～)

# 市町村国保の保険料(税)収納率向上に向けた取組

## 1. 収納対策に関する要綱等の策定状況(23年度末現在)

	保険者数	割合
要綱等(収納対策緊急プラン、収納マニュアル等)の策定保険者	721	41.9%

## 2. 収納体制の強化(平成22年度実績)

	保険者数	割合
①税の専門家の配置(嘱託等含む)	332	19.3%
②収納対策研修の実施	824	47.9%
③連合会に設置した収納率向上対策アドバイザーの活用	89	5.2%

## 3. 徴収方法の改善等の実施状況(22年度実績)

	保険者数	割合
①口座振替の原則化	328	19.1%
②マルチペイメントネットワークシステムを利用した口座振替の推進	24	1.4%
③多重債務相談の実施	581	33.8%

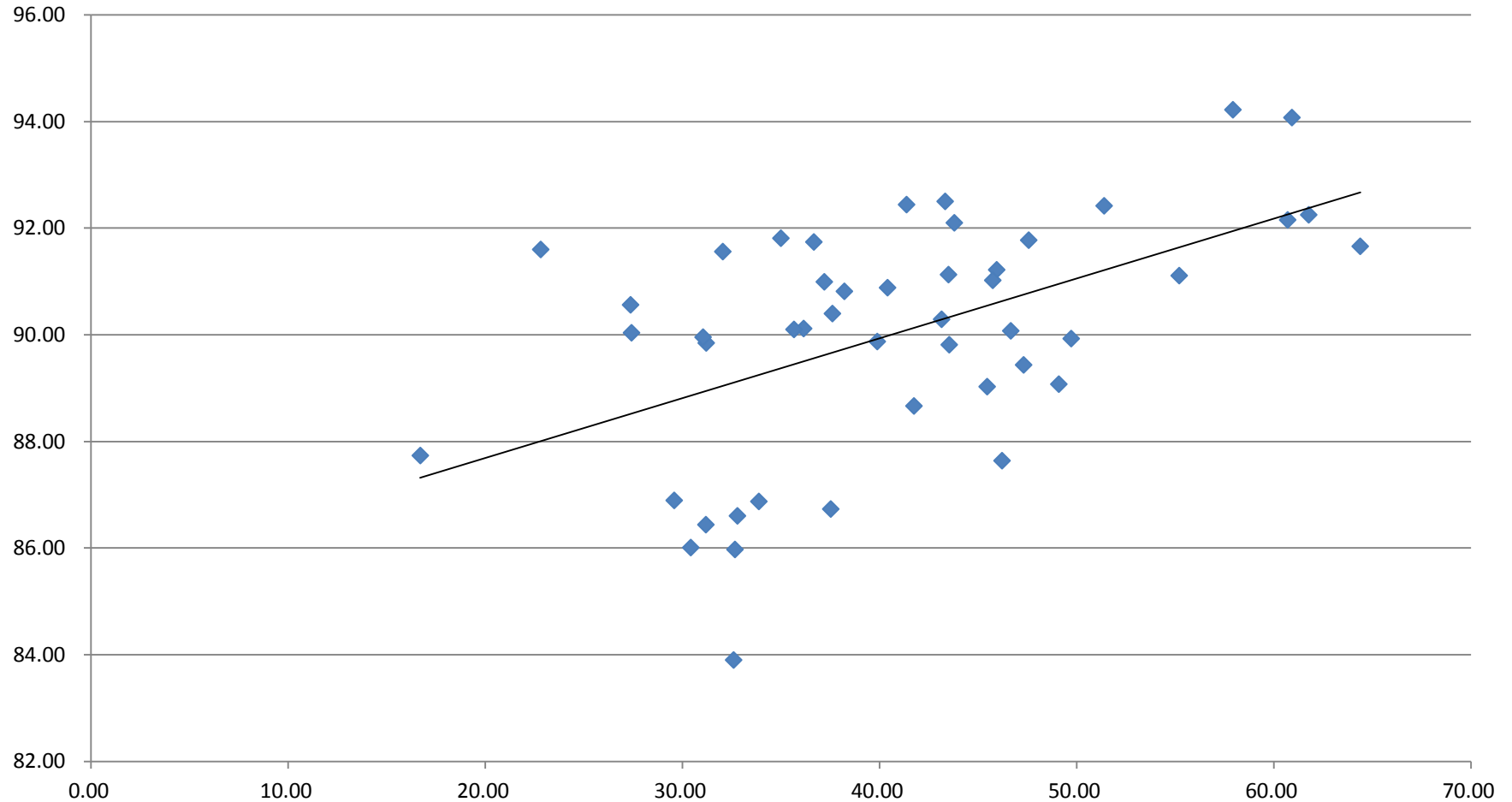
## 4. 滞納処分の実施状況

		平成22年度
①滞納処分 件数	差押数(世帯)	186,790
	差押金額(億円)	732
	保険者数	割合
②財産調査の実施	1,561	90.8%
③差押えの実施	1,534	89.2%
④搜索の実施	681	39.6%
⑤インターネット公売の活用	639	37.2%

(参考)

## 収納率と口座振替実施率の相関

○ 口座振替実施率の高い都道府県は、比較的収納率も高い傾向がある。



### (3) ジェネリック医薬品の使用促進について

# 後発医薬品(ジェネリック医薬品)について

## ジェネリック医薬品の主な特徴

- ① 有効成分、効能・効果、用法・用量等は先発医薬品と同じ。
- ② 価格が安い(当初の薬価は先発医薬品の70%)。
- ③ 添加物等の有効成分以外の成分が異なる場合がある。

(苦みの軽減、使用感の改善等のため) \*先発医薬品との同等性は承認時等で確認。その基準は欧米と同じ。



**価格が安いことによる患者負担の軽減、医療保険財政の効率化**



### ○医療関係者の意識

- ① 医療関係者全般に、品質や安定供給に不安を抱き、使い慣れた先発医薬品に代えて、ジェネリック医薬品をあえて用いる必要性を十分に感じていない。
- ② 薬局における品揃えの負担、ジェネリック医薬品の選択の難しさ  
(ある高血圧の薬は34社がジェネリック医薬品を供給)



### ○患者の意識

- ① ジェネリック医薬品の認知度はある程度進んでいる。
- ② 患者としては、薬代が安くなるメリットがある一方で、使い慣れた先発医薬品を後発医薬品に代えても大丈夫との安心感が医療関係者から十分得られていない。

## 主な対応方策



平成24年度までにジェネリック医薬品の数量シェア30%達成を目標に(平成23年9月現在**22.8%**)

- ①主に医療機関、薬局向け対応



### ・「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」

(安定供給、品質確保、情報提供等に関する信頼性向上のための国及びジェネリック企業等の具体的な取組)

・診療報酬上の環境整備(薬局における調剤数量の割合に応じた段階的な評価、薬剤情報提供文書を活用した情報提供、一般名処方書の推進及び処方せん様式の変更 など)

・国立病院機構や地域の中核病院等における採用リスト等の公表 など

- ②主に患者向け対応



・ジェネリック医薬品希望カードの配布

・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知 など

# 後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム（概要）

『平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%（現状から倍増）以上』という政府の目標達成に向け、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、①安定供給、②品質確保、③後発品メーカーによる情報提供、④使用促進に係る環境整備、⑤医療保険制度上の事項に関し、国及び関係者が行うべき取組を明らかにする。

## ①安定供給

### 医療現場の声

発注から納品までに時間がかかることがある等

国

### ○安定供給の指導の徹底

・医療関係者からの苦情の受付、メーカーの指導・指導内容の公表 等

後発品  
メーカー

### ●納品までの時間短縮

・卸への翌日までの配送100%（19年度中） ・卸に在庫がない場合、卸への即日配送 75%（20年度中）

### ●在庫の確保

・社内在庫・流通在庫1か月以上（19年度中） ・品切れ品目ゼロ（21年度中）

## ②品質確保

### 医療現場の声

一部の後発品は、溶出性・血中濃度が先発品と異なるのではないかなど

国

### ○後発品の品質に関する試験検査の実施・結果の公表

・注射剤等を対象に、不純物に関する試験を実施  
・後発品の品質に関する研究論文等を收集整理し、また、「後発医薬品相談窓口」に寄せられた品質に関する意見等を検討の上、必要に応じ、試験検査を実施。

### ○一斉監視指導の拡充・結果の公表

・都道府県及び国の立入検査によるGMPに基づく指導 ・検査指定品目の拡充

後発品  
メーカー

### ●品質試験の実施・結果の公表

・ロット毎に製品試験を実施（19年度中）  
・長期保存試験など、承認要件でない試験についても、未着手のものは、年度内に着手（19年度中）

### ●関連文献の調査等

・業界団体において、後発品の関連文献を調査・評価し、必要な対応を実施（19年度中）